

## 通常総会における定款変更と議事録作成のポイント

昨年4月1日に「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」（平成18年6月15日、平成18年法律第57条）が施行された。また、この改正された法律を施行するため関係政省令等も施行された。

組合法改正に伴う諸届出等の事務管理については、平成19年度に中央会で講習会等においてご案内してきたが、ここで定款変更と議事録に係る部分について再度整理確認してみることとする。

なお、ここでは1000名を超える大規模組合の改正点については割愛させていただく。

### 1 組合法改正に伴う定款変更

法改正に伴い定款変更をしなくてはならない箇所がある。

一般に変更しなくとも法律が厳しくなれば、法律に従うこととなり、逆に緩くなれば定款に従うことになる。しかし、今回理事の任期が「3年以内で定款で定める期間」から「2年以内で定款で定める期間」に変更になっており、変更しないと定款が法律に違反することになってしまう。そのため

うしても定款変更をしなくてはならない。

今回の法改正に合わせ、全国中小企業団体中央会では、昨年3月に参考定款例の改訂版を提示している。いまままでと比較すると以下の点の変更が必要な箇所となっている。

#### ①第5条（公告の方法）

記載方法として必ずしも二つの公告方法を規定する必要がない。

#### ②第26条（役員任期）

理事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「2年以内で定款に定める期間」に、監事の任期は、これまでの「3年以内で定款に定める期間」から「4年以内で定款に定める期間」に変更された。

#### ③第30条（代表理事の職務等）

理事長の職務権限が明確化された。

#### ④第41条（総会の招集手続きの方法）

総会招集通知には、決算書、事業報告書、監査報告書を同封しなければならなくなった。また、組合員全員の同意があるときは、総会招集手続きを省略できることになった。

#### ⑤第48条（総会の議事録）

議事録の記載事項として、議長及び出席理事の記名・捺印が不要となった。ただし、役員改選に係る議事録には、議長及び出席理事の記名・捺印が必要である。

#### ⑥第49条（理事会の招集権者）

理事長が明確化されたことに伴い理事会の招集権者を明確にし、他の理事が請求する手続きを示している。

#### ⑦第51条（理事会の決議）

理事会の決議は、議決に加わることができない理事の過半数が出席し、理事会の定足数及び議決要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

#### ⑧第53条（理事会の議長及び議事録）

理事会での議決事項を書面で決議できるようになった。

### 2 通常の定款変更

定款は、組合自体で勝手に変更して施行してはいけない。必ず変更の認可を行政庁で受けてから施行することとなる。定款変更は、大別して(1)一般的事項の変更、(2)事業計画又は収支予算に係る変更、(3)出資一口の金額の減少に係る変更に分けることができる。

なお、申請期限は定まっていなくても、変更が認可されてから登記を要するものは、登記が完了してから初めてその効力が発生することから考えて、変更を決議した総会又は総代会の日から、少なくとも2週間以内に申請すべきであろう。

#### (1) 一般的事項の変更

添付書類は、1.変更理由書、2.変更しようとする箇所を記載した書面および3.総会または総代会の議事録（謄本でもよい）である。

・変更理由書には、①設立の目的と経過、②組合の現状、③定款変更をする直接的理由（変更の背景と変更の効果）、④変更箇所の条文、内容を盛り込みまとめる。

・変更しようとする箇所を記載した書面というものは、変更条文の新旧対照表である。記載は原則として一ヶ条単位で行い、関連条文の変更にも留意する必要がある。句読点も正確に記載する。

・議事録については、会社法の施行、組合法の改正等により書式に変更箇所があり、参考例を7ページに掲載する。

#### (2) 事業計画・収支予算に係る変更

(1)の添付書類の他に次の書類を追加しなければならない。すなわ

ち、協同組合にあつては、定款変更後の事業計画書と収支予算書。協業組合にあつては、変更後の協業計画書、組合員の事業の全部または一部協業をする旨を記載した書面、収支予算書。商工組合であつて共同経済事業を行っている場合にあっては、変更後の事業計画書、収支予算書。

### (3) 地区、組合員資格の変更

変更が地区又は組合員資格に係るものである場合は、加入申込者名簿を追加する。名簿には氏名、住所、出資口数、資本金、従業員数、業種を記載する。

### (4) 出資一口の金額の減少に係る変更

(1)の添付書類に次の書類を追加することが必要である。財産目録、貸借対照表、債権者に対して公告および催告をしたことを証する書面ならびに異議を述べた債権者があつたときは弁済、担保の提供または財産の信託をしたことを証する書面。

### 3 定款変更の留意点

#### (1) 書式

定款変更認可申請書および添付書類は横書きのA4版にして、一括「袋とじ」し申請者である代表

理事の割印を押す。

#### (2) 役員定数の変更

役員の定数は確定数にするのが望ましいが、やむをえず役員の数に幅をもたせる場合は、次の点に留意する。

① 役員の定数は単に「何人以上」とは、「何人以上」と記載しないこと。

② 定数の上限と下限の幅は、下限の3分の1以内にする。

(例) 下限が10人の場合  
10人を3で割り3人(少なめに計算すること)

「10人以上13人以内」とするのが適当。

③ 定数の上限と下限の差が1名のときは「何人又は何人」と記載すること。

#### (3) 特別議決

定款変更の総会での議決は特別議決となるので過半数出席、3分の2以上の同意が必要である。

#### (4) 中小企業者の範囲の改正に係る定款の変更について

平成11年12月3日中小企業基本法が改正施行され、中小企業者の範囲が左記のとおり改正されているので、定款中、中小企業等協同組合法第7条第3項の公正取引委

員会への届出との関連で、組合員から組合へ届出を義務づけている条文(事業協同組合模範定款例第18条、商工組合模範定款例第17条(出資組合)、13条(非出資組合)の改正が必要となる。

#### 記

#### 中小企業の範囲の改正

(旧)	資本金	従業員数
製造業その他	1億円	300人
卸売業	3千万円	100人
小売・サービス業	1千万円	50人

#### (新)

	資本金	従業員数
製造業その他	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5千万円	50人
サービス業	5千万円	100人
ゴム製品製造業	3億円	900人
ソフトウェア業及び情報サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人

\*ゴム製品製造業については自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(参考) 事業協同組合模範定款例第18条 組合員は、次の各号の一つに該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称(法人たる組合員にあつては、名称及びその代表者名)

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 資本の額又は出資の総額が何万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が何人を超えたとき

### 4 議事録の作成

#### (1) 総会の議事録

06年の「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により記載内容が変更になっている。ここで再度確認しておくこととする。

#### 総会議事録については、

- ① 総会が開催された日時及び場所
- ② 議事の経過の要領及びその結果
- ③ 出席した理事及び監事の氏名
- ④ 議長の名
- ⑤ 議事録作成に係る職務を行なった理事の氏名、を記載することとされている。また、総会議事録については改正法により、署名(又は記名押印)は不要となった。なお、従来の記載事項(改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第244条第1項及び第2項、及び定款規定)に基づき既に作成された議事録については、「③出席した

理事及びは監事の氏名」中の「監事の氏名」及び⑤議事録作成に係る職務を行った理事の氏名以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられる。したがって、総会議事録にあつては、監事が出席していた場合には従来の議事録に監事の氏名と議事録を作成した理事の氏名を追加することが必要であると考ええる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた「招集年月日」「組合員数及びその出席者数」「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考えられる。

\* 今回の改正により、議長及び出席理事の署名又は記名押印が不要となったが、既存の多くの組合では、定款との整合性を確保する観点から、議長及び出席理事の署名又は記名押印が必要であると考えられる。これは、不要の根拠が準用していた商法第244条第2項「議事録二八（略）議長並ニ出席シタル理事之ニ署名スルコトヲ要ス」

の条文が改正に伴い組合法等で削除されたことによる。

一方、定款には「総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。」とされているので、法律に規定のない場合は定款の規定によるので、定款変更を行なわないう限り、議長及び出席理事の署名又は記名押印が必要であると考えられる。

(2) 理事会の議事録  
理事会議事録については、原則として、

- ① 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ② 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名
- ③ 理事会に出席した理事及び監事の氏名
- ④ 議長の氏名

を記載することとされた。

なお、従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第260条ノ4第1項及び第2項及び定款規定）に基づき既作成された理事会議事録については、「②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」以外は

改正規則に定める事項が記載されているものと考えられる。

したがって、「②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」及び「④理事会に出席した監事の氏名」に該当する場合は、その旨を追加記載することが必要であると考えられる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた「招集年月日」「理事数及びその出席者数」「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考ええる。なお、理事会議事録については、署名と記名押印を任意に選択することができることとなったが、登記に関しては改正組合法第103条（改正団体法においては第5条の23第5項、第54条において改正組合法第103条を準用）において、商業登記法第148条が準用され、同条により商業登記規則が適用されてお

り、従来どおり、代表理事

の登記等にあつては商業登記規則に基づき記名押印が求められる場合がある。

### 5届出事項等

総会終了後には定款変更認可申請手続きの他、①決算関係書類の提出、②役員変更届の提出、③代表理事の変更等登記手続、④税務申告等がある。

- ① 決算関係書類の届出は、総会終了後2週間以内。
- ② 役員変更届は、役員の氏名役職に変更があつた日から2週間以内。
- ③ 代表理事の変更登記等も、変更後2週間以内である。ただし、出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、事業年度終了後4週間以内でよい。また定款変更を伴う登記については、認可書到達後2週間以内である。
- ④ 税務申告は事業年度終了後2ヶ月以内だが、通常総会で決算書が承認され、確定するので3月決算の組合では通常5月下旬に提出するのが殆どである。なお、組合法の改正による会計監査期間の関係から総会の時期が6月にずれ込んだ場合は法人税法の特例措置により6月中の申告とすることができ

る。

### 第 回理事会議事録

×××組合

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所  
(1)開催日時 平成 年 月 日(曜)午後 時  
(2)開催場所
3. 理事数及び出席理事数  
(1)理事数 人  
(2)出席理事数 人
4. 出席理事の氏名
5. 出席監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議決事項について特別の利害関係を有する理事の氏名  
第△号議案について ○○○
8. 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)  
定款の規定により理事長○○○議長席に着き、直ちに議案の審議に入る。  
第1号議案 平成○年度通常総会提出議案の件  
議長は上記を提案して説明したところ、○○○は原案に反対したが、他の理事全員が賛成したので原案どおり決定した。  
議決権数 個  
賛成理事の氏名  
反対理事の氏名  
(省略)  
以上ですべての議案の審議を終了し、午後 時 分に閉会した。

平成 年 月 日

議長・理事 ○○○ 印  
出席理事 ○○○ 印  
:  
出席理事 ○○○ 印

### 第 年度○○総会議事録

×××組合

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所  
(1)開催日時 平成 年 月 日(曜)午後 時  
(2)開催場所
3. 組合会員数及び出席組合員数  
(1)組合員数 名  
(2)出席組合員数 名  
内訳(本人出席 名、委任状出席 名、書面出席 名)
4. 出席理事の氏名
5. 出席監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議事録作成に係る職務を行った理事の氏名
8. 議長選任の経過  
定刻に至り司会者○○○開会を宣し、本日の(通常)総会は出席組合員が法定数を満たしているため有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって○○○が選任され議案の審議に入った。
9. 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)  
第1号議案 平成○年度決算関係書類承認の件  
議長は原案を○○○に説明させた後これを議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認した。  
(省略)  
議長は以上をもって議案の全部を修了した旨を告げ、閉会を宣した。  
時に午後 時 分  
上記の議事の明確なるを証するため、本議事録を作成し、議長及び出席理事は次ぎのとおり記名押印する。

平成 年 月 日

議長・理事 ○○○ 印  
出席理事 ○○○ 印  
:  
出席理事 ○○○ 印